確認事項書（その２）

**③　給水装置工事主任技術者等の過去５年以内の研修受講実績（記入及び該当に☑）**

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） | | |
| □可　　　□不可 | | |

* 研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
* 自社内研修については、研修内容を記載してください。
* 受講者名は公表の対象ではありません。
* 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

確認事項書（その２）**記入例**

**③　給水装置工事主任技術者等の過去５年以内の研修受講実績（記入及び該当に☑）**

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
| 工務　一郎 | 「ｅラーニング研修」　給水工事技術振興財団 | 令和２年４月12日 |
| 工務　太郎 | 自社内研修　小口径鋼管配管に関する  技術研修 | 令和２年10月２日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） | | |
| ☑可　　　□不可 | | |

* 研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
* 自社内研修については、研修内容を記載してください。
* 受講者名は公表の対象ではありません。
* 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。